

指名停止について

令和元年 7 月 31 日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

1 指名停止業者名

- (1) ニチレキ株式会社 東京都千代田区九段北 4-3-29
ニチレキ株式会社 新潟営業所 新潟県長岡市深沢町 3717
- (2) 東亜道路工業株式会社 東京都港区六本木 7-3-7
東亜道路工業株式会社 村上営業所 新潟県村上市藤沢 346-3

2 指名停止期間

令和元年 7 月 31 日から令和元年 8 月 30 日まで

3 指名停止理由

要領第 2 条第 1 項別表第 2 第 5 号（独占禁止法違反行為）に該当するため。